

議案第91号

鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成30年2月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第81号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の15第3項第1号（法第21条の5の16第4項及び第24条の9第3項（法第24条の10第4項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）、第21条の5の19第1項及び第2項並びに第24条の12第1項及び第2項の規定に基づき、指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の設置者の要件)

第4条 法第21条の5の15第3項第1号（法第21条の5の16第4項及び第24条の9第3項（法第24条の10第4項において準用す

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の15第2項第1号（法第21条の5の16第4項及び第24条の9第2項（法第24条の10第4項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）、第21条の5の18第1項及び第2項並びに第24条の12第1項及び第2項の規定に基づき、指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の設置者の要件)

第4条 法第21条の5の15第2項第1号（法第21条の5の16第4項及び第24条の9第2項（法第24条の10第4項において準用す

る場合を含む。)において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、法人(病院又は診療所において行う医療型児童発達支援に係る指定にあつては、個人又は法人)とする。ただし、暴力団若しくは暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者を除く。

(指定通所支援の事業の基本方針)

第5条 指定通所支援の事業は、次の基本方針により行うものとする。

(1)～(3) 略

(4) 居宅訪問型児童発達支援は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに生活能力の向上を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行わなければならない。

(5) 略

る場合を含む。)において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、法人(病院又は診療所において行う医療型児童発達支援に係る指定にあつては、個人又は法人)とする。ただし、暴力団若しくは暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者を除く。

(指定通所支援の事業の基本方針)

第5条 指定通所支援の事業は、次の基本方針により行うものとする。

(1)～(3) 略

(4) 略

(障害児通所支援事業の従業者、設備及び運営の基準)

第6条 指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営に関する基準は、障害児通所支援の種類に応じ、別表第1のとおりとする。ただし、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援並びに障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援及び同条第14項に規定する就労継続支援のうち2種類以上の事業を一体的に行う事業所に係る当該基準は、事業の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

2 略

別表第1 (第6条関係)

1 児童発達支援

区分	基準
----	----

(障害児通所支援事業の従業者、設備及び運営の基準)

第6条 指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営に関する基準は、障害児通所支援の種類に応じ、別表第1のとおりとする。ただし、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援並びに障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援及び同条第14項に規定する就労継続支援のうち2種類以上の事業を一体的に行う事業所に係る当該基準は、事業の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

2 略

別表第1 (第6条関係)

1 児童発達支援

区分	基準
----	----

従業者の配置

- 1 児童発達支援センターであるものを除き、従業者は、次のとおりとする。
 - (1) 次に掲げる従業者を置くこと。
 - ア 略
 - イ 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス事業に従事した経験を有する者であって規則で定めるもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）
 - ウ・エ 略
 - (2) 主として重症心身障害児が通う場合は、(1)に掲げる従業者のほか、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を置くこと。
 - (3) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者のうち1人以上は、常勤であること。
 - (4) 略
- 2 児童発達支援センターの従業者は、次のとおりとする。
 - (1)・(2) 略
 - (3) 主として重症心身障害児が通う場合は、(1)に掲げる従業者のほか、看

従業者の配置

- 1 児童発達支援センターであるものを除き、従業者は、次のとおりとする。
 - (1) 次に掲げる従業者を置くこと。
 - ア 略
 - イ 指導員又は保育士
 - ウ・エ 略
 - (2) 主として重症心身障害児が通う場合は、(1)に掲げる従業者のほか、看護師を置くこと。
 - (3) 指導員又は保育士のうち1人以上は、常勤であること。
 - (4) 略
- 2 児童発達支援センターの従業者は、次のとおりとする。
 - (1)・(2) 略
 - (3) 主として重症心身障害児が通う場合は、(1)に掲げる従業者のほか、看

	<p><u>護職員</u>を置くこと。</p> <p>(4) 略</p> <p>3～6 略</p>
略	
サービスの提供	<p>1～9 略</p> <p>10 提供するサービスについて定期的に<u>質の評価</u>を行い、その結果を利用者及びその保護者に周知するとともに、常に改善を図ること。また、当該評価及び改善の内容を毎年公表すること。</p>
略	
事故等への対応	<p>1～4 略</p> <p>5 法第21条の5の22第1項又は社会福祉法（昭和26年法律第45号）第56条第1項の規定による質問、検査等に協力すること。</p>

2 医療型児童発達支援

区分	基準
従業者の配置	<p>1 診療所として必要な従業者のほか、次に掲げる従業者を置くこと。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>看護職員</u></p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>2～4 略</p>

	<p><u>護師</u>を置くこと。</p> <p>(4) 略</p> <p>3～6 略</p>
略	
サービスの提供	<p>1～9 略</p> <p>10 提供するサービスについて定期的に<u>点検</u>し、その結果を利用者及びその保護者に周知すること。また、<u>外部の者による評価</u>を行い、その結果を公表するよう努めること。</p>
略	
事故等への対応	<p>1～4 略</p> <p>5 法第21条の5の21第1項又は社会福祉法（昭和26年法律第45号）第56条第1項の規定による質問、検査等に協力すること。</p>

2 医療型児童発達支援

区分	基準
従業者の配置	<p>1 診療所として必要な従業者のほか、次に掲げる従業者を置くこと。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>看護師</u></p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>2～4 略</p>

略

3 放課後等デイサービス

区分	基準
従業者の配置	<p>1 次に掲げる従業者を置くこと。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2 主として重症心身障害児が通う場合は、前号に掲げる従業者のほか、<u>看護職員</u>を置くこと。</p> <p>3～8 略</p>

略

サービスの提供	<p>1～8 略</p> <p>9 提供するサービスについて定期的に<u>質の評価</u>を行い、その結果を利用者及びその保護者に周知するとともに、常に<u>改善を図る</u>こと。また、<u>当該評価及び改善の内容を毎年公表</u>すること。</p>
---------	--

略

4 居宅訪問型児童発達支援

区分	基準
----	----

略

3 放課後等デイサービス

区分	基準
従業者の配置	<p>1 次に掲げる従業者を置くこと。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 児童指導員、保育士又は<u>障害福祉サービス事業に従事した経験を有する者であって規則で定めるもの</u>（以下「<u>障害福祉サービス経験者</u>」という。）</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2 主として重症心身障害児が通う場合は、前号に掲げる従業者のほか、<u>看護師</u>を置くこと。</p> <p>3～8 略</p>

略

サービスの提供	<p>1～8 略</p> <p>9 提供するサービスについて定期的に<u>点検</u>し、その結果を利用者及びその保護者に周知すること。また、<u>外部の者による評価</u>を行い、その結果を公表するよう<u>努める</u>こと。</p>
---------	---

略

従業者の配置	<p>1 次に掲げる従業者を置くこと。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 管理者(2) 訪問支援員(3) 児童発達支援管理責任者 <p>2 管理者は、専らその職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合は、この限りでない。</p> <p>3 児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専ら当該事業所の職務に従事することができる者をもって充てること。</p> <p>4 常時1人以上の従業者を利用者の指導、訓練等に従事させること。</p>
設備	<p>1 次に掲げる設備を設けること。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画(2) サービスの提供に必要な設備及び備品等 <p>2 設備及び備品等は、専ら当該事業の用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がないと認められるときは、この限りでない。</p>
サービスの開始	<p>1 正当な理由がなく、サービスの提供を</p>

拒まないこと。

2 サービスを提供する地域等を勘案し、利用申込者に係る児童に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合は、適当な他の福祉サービスを提供する者の紹介その他の措置を講ずること。

3 利用の申込みを受けたときは、利用申込者に対し、次に掲げる事項を記載した文書を交付して説明を行い、サービスの提供の開始について同意を得ること。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、人数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) サービスの内容並びに利用者の保護者から受領する費用の種類及びその額

(5) 事業の実施地域

(6) サービスの利用に当たっての留意事項

(7) 緊急時等における対応方法

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

(9) 従業者の勤務体制

	(10) その他サービスの選択に資する重要事項
障害児支援計画	1 の表障害児支援計画の項に掲げる基準を満たすこと。
サービスの提供	<p>1 利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておくこと。</p> <p>2 サービスを提供したときは、提供日、提供したサービスの内容その他必要な事項を記録し、利用者の保護者の確認をとること。</p> <p>3 利用者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第15条の規定に従い、利用者の心身に有害な影響を与える行為をしないよう、従業者の研修を実施するなどの必要な措置を講ずること。</p> <p>4 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は、行わないこと。また、やむを得ず身体的拘束等を行うときは、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない</p>

理由その他必要な事項を記録すること。

5 感染症その他の規則で定める健康被害の発生を防止するために衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。

6 サービスの開始の項第3号(1)から(8)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を定めること。

7 利用者の保護者から受領する費用は、提供されるサービスに要する費用のうち規則で定めるものに限ること。

8 提供するサービスについて定期的に点検し、その結果を利用者及びその保護者に周知すること。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。

記録の作成及び保存	1の表記録の作成及び保存の項に掲げる基準を満たすこと。
事故等への対応	1の表事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。

5 保育所等訪問支援

区分	基準
従業者の配置	1～3 略
	<u>4</u> 常時1人以上の従業者を利用者の指

4 保育所等訪問支援

区分	基準
従業者の配置	1～3 略

	導、訓練等に從事させること。
設備	4の表設備の項に掲げる基準を満たすこと。
略	

別表第2（第7条関係）

1 福祉型障害児入所施設

区分	基準
従業員の配置	1 次に掲げる従業員を置くこと。ただし、入所者の支援に支障がない場合として規則で定める場合は、この限りでない。 (1) 略 (2) <u>看護職員</u> (3)～(10) 略 2～5 略
略	

設備	1 次に掲げる設備を設けること。 (1) <u>事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画</u> (2) <u>サービスの提供に必要な設備及び備品等</u> 2 <u>設備及び備品等は、専ら当該事業の用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がないと認められるときは、この限りでない。</u>
略	

別表第2（第7条関係）

1 福祉型障害児入所施設

区分	基準
従業員の配置	1 次に掲げる従業員を置くこと。ただし、入所者の支援に支障がない場合として規則で定める場合は、この限りでない。 (1) 略 (2) <u>看護師</u> (3)～(10) 略 2～5 略
略	

2 略

2 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に指定を受けている指定児童発達支援事業者については、改正後の別表第1の1の表従業者の配置の項第1号(1)及び(3)の規定にかかわらず、平成31年3月31日までの間は、なお従前の例による。